

令和元年度における行政不服審査法の施行状況に関する調査結果

－ 地方公共団体における状況 －

第1 調査目的等

1 調査目的

不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることを可能とすることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することをその目的とするものである。

本調査は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、国及び地方公共団体（都道府県及び政令市についてのみ）に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立制度の適正かつ的確な運用を図るための基礎資料を得ること等を目的として実施するものである。

なお、今回の調査は、法施行後3回目の調査となり、地方公共団体における新型コロナウイルス感染症対策の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、政令市以外の市区町村及び一部事務組合に対して行われた不服申立てについては把握しないこととした。

2 調査対象団体

全ての都道府県及び政令市の計67団体

3 調査対象事項等

(1) 調査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）

(2) 調査対象項目

調査対象とした不服申立ては、法に基づき各地方公共団体に対して行われた審査請求、再調査の請求及び再審査請求である。

また、それぞれの調査対象となる不服申立てに関する不服申立件数、行政分野別件数、処理完了件数（平成31年3月31日以前に不服申立てが行われ、令和元年度内に処理した件数を含む。）、処理内容（認容、棄却、却下等の別）、不服申立てから処理までに要した期間、次年度に処理を繰り越した件数、審理員審理件数、行政不服審査会等への諮問件数、口頭意見陳述の実施件数、長期化要因、標準審理期間の設定状況、審理員候補者名簿の作成状況等について把握した。

第2 調査結果

1 不服申立ての概況

(1) 不服申立ての状況

法に基づき、令和元年度に各地方公共団体に対して新たに不服申立てが行われたものは、14,527件となっており、その内訳は審査請求14,314件(98.5%)、再調査の請求が193件(1.3%)、再審査請求が20件(0.1%)である。

また、前年度から繰り越されたものは、13,471件となっており、審査請求が13,405件(99.5%)、再調査の請求が59件(0.4%)、再審査請求が7件(0.1%)である。

令和元年度に新たに不服申立てが行われたものと前年度からの繰越し分を合わせたものが、令和元年度に処理すべき不服申立てとなり、これらの合計は27,998件である。その内訳は審査請求27,719件(99.0%)、再調査の請求252件(0.9%)、再審査請求27件(0.1%)である。

ア 審査請求

令和元年度に処理すべき審査請求27,719件の主な内訳は、生活保護法関係10,325件(37.2%)、情報公開・個人情報保護関係[※]7,280件(26.3%)、高齢者の医療の確保に関する法律関係2,200件(7.9%)である。

※ 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく処分に対する審査請求

イ 再調査の請求

令和元年度に処理すべき再調査の請求252件は、全て公害健康被害の補償等に関する法律関係である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理すべき再審査請求27件の主な内訳は、生活保護法関係13件(48.1%)である。

(表1) 地方公共団体における不服申立ての分野別件数

区 分	分野別申立て件数	
総件数(1+2+3)	27,998件	100%
1 審査請求	27,719件	99.0%(100%)
生活保護法関係	10,325件	(37.2%)
情報公開・個人情報保護関係	7,280件	(26.3%)
高齢者の医療の確保に関する法律	2,200件	(7.9%)
その他	7,914件	(28.6%)
2 再調査請求	252件	0.9%(100%)
公害健康被害の補償等に関する法律関係	252件	(100%)
3 再審査請求	27件	0.1%(100%)
生活保護法関係	13件	(48.1%)
その他	14件	(51.9%)

(注) 各団体からの報告に基づき当省が集計した。

(2) 処理状況（別表1・別表4参照）

令和元年度に処理すべき不服申立て 27,998 件のうち、不服申立人により取り下げられた 857 件を除いた 27,141 件が、令和元年度の各地方公共団体の処理対象案件となる。

このうち令和元年度に処理（裁決・決定等）が完了した案件は 9,942 件（36.6%）であり、処理が未了の案件は 17,199 件（63.4%）である。

ア 審査請求

令和元年度に処理すべき審査請求 27,719 件のうち、856 件が取り下げられており、審査請求に係る処理対象案件は 26,863 件である。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 9,766 件（36.4%）、処理未了案件は 17,097 件（63.6%）である。

イ 再調査の請求

令和元年度に処理すべき再調査の請求 252 件のうち、1 件が取り下げられており、再調査の請求に係る処理対象案件は、251 件である。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 153 件（61.0%）、処理未了案件は 98 件（39.0%）である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理すべき再審査請求 27 件のうち、取り下げられたものは 0 件であるため、再審査請求に係る処理対象案件は、27 件である。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 23 件（85.2%）、処理未了案件は 4 件（14.8%）である。

（表2） 地方公共団体における不服申立て区分別件数

区 分	不服申立件数	処理完了件数	処理未了件数	取下げ件数
審査請求	27,719 件	9,766 件	17,097 件	856 件
	100%	35.2%	61.7%	3.1%
再調査の請求	252 件	153 件	98 件	1 件
	100%	60.7%	38.9%	0.4%
再審査請求	27 件	23 件	4 件	0 件
	100%	85.2%	14.8%	0.0%
合 計	27,998 件	9,942 件	17,199 件	857 件
	100%	35.5%	61.4%	3.1%

（注） 各団体からの報告に基づき当省が集計した。

(3) 裁決等の状況（別表2・別表4・別表5）

令和元年度に処理が完了し裁決等された 9,942 件の裁決・決定等の内訳は、「認容」464 件（4.7%）、「棄却」7,163 件（72.0%）、「却下」2,275 件（22.9%）、「その他」40 件（0.4%）である。

なお、法に基づく不服申立て手続は、裁決によって終結することとされており、その内容は、大別して、

- (i) 不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分 of 取消し等を

- 行う「認容」、
- (ii) 不服申立てについて理由がないとして、不服申立人の主張を認めない「棄却」、
 - (iii) 法定の不服申立期間を超過している場合など不服申立てが不適法として本案の審理を行わずに退ける「却下」である。

令和元年度に処理が完了した不服申立て 9,942 件の処理内容をみると以下のとおりである。

ア 審査請求

令和元年度に処理が完了し裁決等された 9,766 件の内訳は、認容が 463 件 (4.7%)、棄却 7,002 件 (71.7%)、却下 2,261 件 (23.2%)、その他 40 件 (0.4%) である。

また、認容裁決を行った 463 件のうち法第 46 条第 2 項各号 (処分庁に一定の処分をすべき旨を命じる措置等) 又は第 49 条第 3 項各号 (不作為庁に一定の処分をすべき旨を命じる措置) に規定する措置を講じた件数は、56 件である。

a 審理員審理件数

令和元年度に処理が完了した審査請求 9,766 件のうち、法第 9 条に規定する審理員^{*}により審理手続が行われたものの件数は、2,948 件 (30.2%) である。

^{*}個別の法令により、特定の職員を審理員とみなして法の規定を適用することとしている場合も含む。

b 口頭意見陳述の実施状況

令和元年度に処理が完了した審査請求 9,766 件のうち、法第 31 条に基づく口頭意見陳述が行われたものは 1,084 件 (11.1%) である。

c 審理の計画的遂行のための意見聴取の実施状況

令和元年度に処理が完了した審査請求 9,766 件のうち、法第 37 条に基づく計画的審理の遂行のための意見聴取の実施状況をみると、33 件 (0.3%) である。

d 行政不服審査会等への諮問の状況

審査請求を受けた審査庁は、審理員から審理員意見書の提出を受けたときは行政不服審査会等に諮問しなければならないとされている。

令和元年度に処理が完了した審査請求 9,766 件のうち、行政不服審査会等への諮問を行ったものは 1,935 件 (19.8%)、諮問を行わなかったものは 7,831 件 (80.2%) である。

諮問を行わなかった理由は、表 3 のとおり、「諮問が不要な審査庁である」ためとするもの 4,067 件 (51.9%)、「他の法律の規定により適用除外とされている」ためとするもの 2,186 件 (27.9%)、「審査請求を却下する」ためとするもの 998 件 (12.7%) などである。「他の法律の規定により適用除外とされている」ものの例としては、情報公開・個人情報保護関係や介護保険法関係等である。

(表3) 行政不服審査会等へ諮問しなかった理由

(単位：件)

行政不服審査会等へ諮問しなかった件数	行政不服審査会等へ諮問しなかった理由							
	諮問が不要な審査庁である場合	審議会等の議を経る場合	審査請求人から諮問を希望しない旨の申し出がされた場合	行政不服審査会等から諮問を要しないものと認められた場合	審査請求を却下する場合	審査請求を全部認容する場合	他の法律の規定により適用除外とされている場合	その他
7,831	4,067	77	85	290	998	120	2,186	8

(注) 各団体の報告に基づき当省が集計した。

e 行政不服審査会等の答申内容

行政不服審査会等に諮問された 1,935 件のうち、行政不服審査会等からの答申件数は 1,926 件である。その内訳は、認容相当が 56 件、一部認容が 21 件、棄却相当が 1788 件、却下相当が 55 件、その他が 6 件である。

なお、諮問件数と答申件数とが一致しないのは、諮問を行ったものの原処分が取り消された等の理由により諮問の取下げが行われたためである。

また、答申と異なる裁決が行われた件数は 16 件である。

イ 再調査の請求

令和元年度に処理が完了した 153 件の処理内容をみると、認容が 1 件 (0.7%)、棄却 152 件 (99.3%) である。

a 口頭意見陳述の実施状況

令和元年度に処理が完了した再調査請求 153 件のうち、法第 61 条において準用する法第 31 条に基づく口頭意見陳述が行われたものは 2 件 (1.3%) である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理が完了した 23 件の処理内容をみると、棄却 9 件 (39.1%)、却下 14 件 (60.9%) である。

a 審理員審理件数

令和元年度に処理が完了した再審査請求 23 件のうち、法第 66 条第 1 項において準用する法第 9 条に規定する審理員^{*}により審理手続が行われたものの件数は、9 件 (39.1%) である。

^{*}個別の法令により、特定の職員を審理員とみなして法の規定を適用することとしている場合も含む。

b 口頭意見陳述の実施状況

令和元年度に処理が完了した再審査請求 23 件のうち、法第 66 条第 1 項において準用する法第 31 条に基づく口頭意見陳述の実施件数は 0 件である。

c 審理の計画的遂行のための意見聴取の実施状況

令和元年度に処理が完了した再審査請求 23 件のうち、法第 66 条第 1 項において準用する法第 37 条に基づく計画的審理の遂行のための意見聴取の実施件数は 0 件である。

(表4) 地方公共団体における不服申立て種別・処理内容別件数 (単位: 件、%)

区 分	不服申立 件数	処 理 件 数				
		処 理 結 果				
		認容	棄却	却下	その他	
審査請求	27,719	9,766	463	7,002	2,261	40
		100	4.7	71.7	23.2	0.4
再調査の請求	252	153	1	152	0	0
		100	0.7	99.3	0.0	0.0
再審査請求	27	23	0	9	14	0
		100	0.0	39.1	60.9	0.0
合 計	27,998	9,942	464	7,163	2,275	40
		100	4.7	72.0	22.9	0.4

(注1) 各団体からの報告に基づき当省において作成した。

(注2) その他は、不服申立てをした者の死亡による手続の終了など裁決によらずに終結したものである。

(4) 裁決等までの処理期間 (別表3・別表4・別表6参照)

令和元年度に処理が完了した9,942件の不服申立てから処理完了までに要した期間は、「3か月以内」744件(7.5%)、「3か月超6か月以内」3,100件(31.2%)、「6か月超9か月以内」2,102件(21.1%)、「9か月超1年以内」1,205件(12.1%)、「1年超1年3か月以内」907件(9.1%)、「1年3か月超1年6か月以内」562件(5.7%)、「1年6か月超1年9か月以内」257件(2.6%)、「1年9か月超2年以内」361件(3.6%)、「2年超」704件(7.1%)である。

1年以内に処理を終えているものが、7,151件(71.9%)である。

ア 審査請求

令和元年度に処理が完了した審査請求9,766件については、1年以内に裁決等されたものは6,983件(71.5%)である。その一方、裁決等までに1年を超えるものは2,783件(28.5%)、2年を超えるものは704件(7.2%)である。

裁決等までに1年を超えたもの2,783件を分野別にみると、生活保護法関係1,053件(37.8%)、情報公開・個人情報保護関係1,254件(45.1%)等である。

処理に1年を超える期間を要している2,783件のうち、法に基づき、審理員審理を経て裁決を行うという一般的な手続を行い処理が完了した1,363件の長期化の要因を複数回答で確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 「審理員指名」(審査請求を受けてから、審理員の指名を行うまでに1月以上(補正に要した期間を除く。)の期間を要したこと)とするもの216件(15.8%)
- (2) 「審理員審理」(審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上の期間を要したこと)とするもの657件(48.2%)
- (3) 「諮問手続」(行政不服審査会等へ諮問を行ったもののうち、審理員意見書の提出を受けてから、諮問を行うまでに1月以上の期間を要したこと)とするもの418件(30.7%)
- (4) 「答申手続」(行政不服審査会等へ諮問を行ったもののうち、諮問から答申までに3月以上の期間を要したこと)とするもの540件(39.6%)

- (5) 「裁決手続」(行政不服審査会等の答申(行政不服審査会等への諮問を経ないで裁決を行った場合には、審理員意見書の提出)を受けてから、裁決を行うまでに1月以上の期間を要したもの)とするもの676件(49.6%)
- (6) その他((1)から(5)以外の処理の長期化要因となる特異な事情があったこと)とするもの25件(1.8%)

イ 再調査の請求

令和元年度に処理が完了した再調査の請求153件について、再調査の請求から決定等までの期間は、「3か月超6か月以内」43件(28.1%)、「6か月超9か月以内」106件(69.3%)、「1年超1年3か月以内」2件(1.3%)、「1年3か月超1年6か月以内」2件(1.3%)である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理が完了した23件について、再審査請求から裁決までの期間は、「3か月以内」15件(65.2%)、「3か月超6か月以内」2件(8.7%)、「6か月超9か月以内」1件(4.3%)、「9か月超1年以内」1件(4.3%)、「1年超1年3か月以内」2件(8.7%)、「1年3か月超1年6か月以内」2件(8.7%)である。

処理に1年を超える期間を要した4件のうち、法に基づき、審理員審理を経て裁決を行うという一般的な手続を行い処理が完了した4件の長期化の要因を複数回答で確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 「審理員審理」(審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上の期間を要したこと)とするもの3件(75.0%)
- (2) 「裁決手続」(審理員意見書の提出を受けてから、裁決を行うまでに1月以上の期間を要したもの)とするもの1件(25.0%)
- (3) 「その他」((1)から(3)以外の処理の長期化要因となる特異な事情があったこと)とするもの1件(25.0%)

(表5) 地方公共団体における不服申立て種別・処理期間別件数

(単位：件、%)

区分	不服申 立件数	処 理 済 件数	処 理 期 間 別 内 訳								
			1年未満				1年超				
			3 か月 以内	3～6 月 か月	6～9 か 月	9 か月 ～1 年 以内	1年超1 年3 か 月以内	1 年 3 か月超 1 年 6 か月以 内	1 年 6 か月超 1 年 9 か月以 内	1 年 9 か月超 2 年超	2 年超
審査請 求	27,719	9,766	729	3,055	1,995	1,204	903	558	257	361	704
		100	7.5	31.3	20.4	12.3	9.2	5.7	2.6	3.7	7.2
再調査 の請求	252	153	0	43	106	0	2	2	0	0	0
		100	0.0	28.1	69.3	0.0	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0
再審査 請求	27	23	15	2	1	1	2	2	0	0	0
		100	65.2	8.7	4.3	4.3	8.7	8.7	0.0	0.0	0.0
合 計	27,998	9,942	744	3,100	2,102	1,205	907	562	257	361	704
		100	7.5	31.2	21.1	12.1	9.1	5.7	2.6	3.6	7.1

(注) 各団体の報告に基づき当省が集計した。

2 不服申立ての処理体制 (別表7参照)

各地方公共団体67団体における標準審理期間の設定状況、審理員候補者名簿の作成状況等は次のとおりである。

(1) 標準審理期間の設定状況

各地方公共団体67団体における標準審理期間の設定状況(設定は努力義務規定)について、審査請求、再調査の請求及び再審査請求が想定される全ての処分について設定している(当該団体全体に適用される包括的な標準審理期間を設定している場合も含む。)団体は6団体(9.0%)、一部の処分について設定している団体は21団体(31.3%)、全ての処分について設定していない団体は40団体(59.7%)である。

未設定の理由を複数回答で確認したところ、「現状では実績が少ないなどの理由により未設定であるが状況をみて設定予定である」ためとする団体が41団体(61.2%)、「その他」を理由とする団体が32団体(47.8%)である。

また、標準審理期間を全ての処分又は一部の処分について設定している27団体の当該標準審理期間の公表方法を複数回答で確認したところ、当該団体のホームページに掲載している団体が17団体、事務所に備え付けていて希望者はいつでも閲覧できる状態にしている団体が11団体、求めがあれば事務所の所定の場所での閲覧に応じるとしている団体が8団体などである。

(表6) 標準審理期間の設定状況

(単位:団体、%)

調査対象団体	全部設定済	一部未設定	未設定	未設定の理由(複数回答)		
				実績が少ないなどの理由により策定していないが、状況をみて設定予定のため	現在、具体的に検討中であるため	その他
67 (100)	6 (9.0)	21 (31.3)	40 (59.7)	41	1	32

(注) 各団体の報告に基づき当省が集計した。

(2) 審理員候補者名簿の作成状況等

各地方公共団体 67 団体のうち、審理員候補者名簿(名簿の作成は努力義務規定)を、審査請求、再調査の請求及び再審査請求が想定される全ての処分について作成している団体は 35 団体(52.2%)、一部の処分について作成している団体が 21 団体(31.3%)、全ての処分について策定していない団体は 11 団体(16.4%)である。

未作成の理由について複数回答で確認したところ、「審査請求の内容(行政分野)等により審理員に指名する職員がそれぞれ異なるため」とする団体が 12 団体、「審査請求の実績が少ないため」とする団体が 17 団体、「検討中」であるためとする団体が 3 団体、「その他」を理由とする団体が 16 団体である。

また、審理員候補者名簿を全ての処分又は一部の処分について作成している 56 団体の当該標準審理期間の公表方法を複数回答で確認したところ当該団体のホームページに掲載している団体が 42 団体、事務所に備え付けていて希望者はいつでも閲覧できる状態にしている団体が 19 団体、求めがあれば事務所の所定の場所での閲覧に応じるとしている団体が 17 団体などである。

(表7) 審理員候補者名簿の作成状況

(単位:団体、%)

調査対象団体	全部作成済	一部未作成	未作成	未作成の理由(複数回答)			
				審査請求の内容等により指名する審理員が異なるため	実績がないため	検討中のため	その他
67 (100)	35 (52.2)	21 (31.3)	11 (16.4)	12	17	3	16

(注) 各団体の報告に基づき当省が集計した。

(3) 審理員の属性

各地方公共団体 67 団体における本調査への回答日現在までに指名した審理員の属性について複数回答で確認したところ、正規職員によるもの 61 団体、弁護士によるもの 17 団体、弁護士以外の士業者によるもの 1 団体、学識経験者によるもの 1 団体、行政機関勤務経験者による

もの5団体、法曹有資格者によるもの4団体、法科大学院修了者によるもの2団体などである。

(表8) 審理員の属性

(単位：団体)

調査対象 団体	正規職員	弁護士	弁護士 以外の 士業	学識経 験者	行政機関 勤務経験 者	法曹有 資格者	法科大 学院修 了者	その他
67	61	17	1	1	5	4	2	1

(注) 各団体の報告に基づき当省が集計した。

(4) 審理員候補者等を対象とした研修の実施の有無

各地方公共団体67団体における審理員候補者等を対象とした研修の実施状況については、27団体において実施している。研修の実施主体は、「各行政庁が実施する研修」を受講させている団体が12団体、「総務省が実施する研修」を受講させている団体が9団体である。

(表9) 審理員候補者等への研修の実施主体

(単位：団体)

調査対象団体	研修実施団体	研修内容（複数回答）			
		各行政庁が実施 する研修	総務省が実施 する研修	民間が実施 する研修	その他
67	27	12	9	9	1

(注) 各団体の報告に基づき当省が集計した。

(5) 専任の審理員・審理員補助者の有無

各地方公共団体67団体における専任の審理員（各行政庁に対する審査請求又は再審査請求があった場合、原則として審理員の業務のみを行うことになる職員）の配置状況については、19団体が配置している。また、審理員補助者（審理員が行う提出書類等の整理・保管、文書の発送等審理手続に係る事務の一部を補助する職員）の配置状況については53団体が配置している。

(6) 進行管理担当課室

行政不服審査制度の全般の運用を所管し、当該団体に対して不服申立てがされた場合に、審理手続の全般を進行管理する課室の有無について、各地方公共団体67団体のうち28団体において進行管理担当課室を設定している。